委　任　状

代理人は、行政書士または建築士事務所の建築士がなることができる。

なお、設計図書の補正・追加説明は、原則として、設計者が行う必要がある。

　私は　○○建築二級建築士事務所　二級建築士　立山　二郎　を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

記

１　■建築確認（計画変更確認を含む）　　　□中間検査

　　■完了検査

委任する事項にチェックをつける。

２　上記１の業務に関する手続き、申請関係図書の訂正及び指定確認検査機関から交付される文書の受領

３　敷地の地名地番

　　　中新川郡○○町□□×番×

　　令和　３年　７月××日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　中新川郡○○町□□×番地××

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　富　山　　太　郎　　　　印